事務事業評価シート

(平成23年度実施事業)

事務事業名	乳幼児栄養食品支給事業					ード	0311
所属コード	069200	課等名	健康推進課		係名	母子	保健担当
課長名	津志田 和彦	担当者	名 小柳 美幸		内線番	号	691-6214
評価分類	■一般□□	公の施設	□ 大規模公共事業		補助金	: [〕内部管理

(1) 概要

総合計画	施策の柱	いきいきとして安心できる暮らし	いきいきとして安心できる暮らし			
体系	施策	みんなで支える子育て支援の展開	んなで支える子育て支援の展開			
	基本事業	母子保健・予防の推進		コード	3	
予算費目名	一般会計	4款3項2目 母子保健事業 (002-01)				
特記事項	総合計画主	要事業				
事業期間	□単年度	■単年度繰返 □期間限定複数年度	開始年度	昭和 40	年度	
根拠法令等	母子保健法	第 14 条 (栄養摂取に関する援助)				

(2) 事務事業の概要

栄養の援助を必要とする乳幼児に対して栄養食品を支給することにより、乳幼児の心身の健全な育成を図る。

- (3) この事務事業を開始したきっかけ(いつ頃どんな経緯で開始されたのか) 昭和40年度から母子保健法第14条(栄養の摂取に関する援助)に基づいて実施。
- (4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

平成 19 年度より妊産婦・生活保護世帯が対象外となり申請者は減少したが、経済不況の中、低所得世帯の増加により今後申請が増加する可能性がある。

(1) 対象(誰が,何が対象か)

市内に住所を有する乳幼児で前年度分の市町村民税非課税世帯、及び均等割額のみ課税世帯に属するもの。

(2) 対象指標(対象の大きさを示す指標)

指標項目		単位	21 年度	22 年度	23 年度	23 年度	26 年度
			実績	実績	計画	実績	見込み
Α	申請件数	件	31	23	25	18	25
В							
С							

- (3) 23 年度に実施した主な活動・手順
- ①母子健康手帳交付時に事業周知
- ②申請受付
- ③業者に支給品の発注
- ④市保健所, 玉山総合事務所で粉乳の支給
- ・支給期間:生後4か月になる月の初日から満1歳に達する月末まで(申請した翌月以降からの支給), 1月あたり粉乳1缶を支給する。

(4) 活動指標(事務事業の活動量を示す指標)

指標項目		21 年度	22 年度	23 年度	23 年度	26 年度
		実績	実績	計画	実績	目標値
A 支給決定件数	件	26	22	25	15	25
В						
С						

(5) 意図(対象をどのように変えるのか)

栄養の援助を必要とする乳児の健全な発育・成長が図られる。

(6) 成果指標(意図の達成度を示す指標)

1/21m 75 C	性格	环仁	21 年度	22 年度	23 年度	23 年度	26 年度
指標項目		単位	実績	実績	計画	実績	目標値
A 支給率	口上げる						
(申請件数/支給決定件数×100)	口下げる	%	86.7	95.7	100	83.3	100
	■維持						
В	口上げる						
	口下げる						
	□維持						
С	口上げる						
	口下げる						
	□維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	21 年度実績	22 年度実績	23 年度計画	23 年度実績
事業費	① E	千円	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	534	438	611	230
	⑤その他()	千円	0	0	0	0
	A 小計 ①~⑤	千円	534	438	611	230
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	70	70	70	70
	B 職員人件費 ⑥×4,000 円	千円	280	280	280	280
計	トータルコスト A+B	千円	814	718	891	510
備考						

3 事務事業の評価 (See) · · · · · · · ·

- (1) 必要性評価 (評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要)
 - ① 施策体系との整合性
 - 結びついている。

理由:対象者に必要な栄養支援が行われることで健康が保持される。

- ② 市の関与の妥当性
- 妥当である。

理由:低所得世帯への子育て支援として妥当である。

- ③ 対象の妥当性
- 現状で妥当である。

理由:低所得で栄養の支援を必要とする世帯であり妥当である。

- ④ 廃止・休止の影響
- 影響がある。

理由:廃止、休止することにより、乳幼児の健康保持に影響を及ぼす可能性がある。

- (2) 有効性評価 (成果の向上余地)
- 向上の余地がある。

理由:事業について適切に情報提供することで対象外となる世帯の申請が減少する。

- (3) 公平性評価 (評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要)
- ・特定の受益者はいない。
- (4) 効率性評価
- 削減できない。

理由:経済不況の中、低所得の家庭が増加し申請が増加する可能性があるため削減できない。

4	事務事業の改革案 (Plan)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
妇	改革改善の方向性 E娠届出時,赤ちゃん手帳交付時等の説明をもれなく確実に行うことで対象外となる申請者が >する。
	改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法 『口対応者等の対応について内部で統一する。
5	課長意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(1)	今後の方向性 ■ 現状維持(従来どおりで特に改革改善をしない) □ 改革改善を行う(事業の統廃合・連携を含む) □ 終了・廃止・休止
(2)	全体総括・今後の改革改善の内容

○方向付けの理由と改革改善の内容

外国人留学者の受給者も多い。

低所得者世帯等の栄養の援助を必要とする乳幼児に対して栄養食品を支給する本件事業は, 乳幼児の心身の健全な育成を図るため,必要な事業である。

対象者は少ないが、低所得者の育児支援と栄養の確保を兼ねた事業として継続する必要がある。